

第1 17 監査公表第5号（平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号（別冊）公表）分  
 大型生涯学習施設等の管理運営について

1 設置目的に沿って管理運営がなされているか

(1) 資料の収集・管理について

監査の結果	措置の状況
<p>ア 資料収集委員会等について</p> <p>(ア) 資料収集委員会等の委員の任期について(指摘)</p> <p>委員会の委員の選任に当たっては、委員会の活性化を図る観点から、委員の在任期間が長期化しないように努める必要があり、専門的な知識又は経験を有する者が他に得られないときなど特別な事情によって在任期間が長くなる場合においては、市民に対する説明責任という観点からもその理由を明らかにしておく必要がある。</p> <p>図書資料、博物館資料、美術作品等の収集に当たっては、高度の専門性や知識が必要であるということから、任期が12年を超える委員が委嘱されているという事情があるものと思われるが、通算任期の制限を超えて委員を委嘱する場合においては、今後、決裁文書等においてその理由を明確にするための措置を講じられたい。</p>	<p>【措置済（H19.6.27通知）】</p> <p>（博物館，美術館）</p> <p>行政監査に基づく意見を踏まえ、通算の委嘱期間が12年を超える委員の人選について改めて検討を行ったが、高い専門性と豊富な経験が必要な職務であり、この要件を兼ね備えた者が他に得られないというのが現状である。このため、博物館資料収集委員会委員は平成18年7月1日から、美術収集委員会委員は平成18年10月1日から委員委嘱に際しては、決裁文書において、専門性が高く他に替わるべき者がいない旨を、具体的に明記した。</p>
<p>(イ) 資料収集委員会等における議事録の作成について</p> <p>福岡市博物館の資料収集委員会については議事録が作成されておらず、その理由を明らかにする書面等、見受けられなかった。</p> <p>市民の貴重な財産である博物館資料がどのような経緯を経て収集されたかを実績として記録しておくことは必要である</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>（博物館）</p> <p>平成16年度の第2回資料収集委員会（平成17年2月24日開催）から、議事録を作成している。</p>

<p>と考えられる。</p> <p>今後、博物館資料収集委員会における議事録の作成について検討されるとともに、議事録を作成しないときは、決裁文書等によりその理由を明らかにする措置をとられたい。</p>	
<p>イ 収蔵品の管理について</p> <p>(ア) 収蔵スペースの確保について(意見)</p> <p>福岡市博物館、福岡市美術館及び福岡アジア美術館については、市民の教育や文化の発展を促進し、また、文化遺産を保存し、継承するという役目を担っており、収蔵品の適切な管理については、博物館資料や美術館資料の収集と展示などの事業を展開していくためにも重要な業務の一つと考えられる。</p> <p>このような観点から、今後、収蔵庫の確保等収蔵品の保存のあり方について検討を進められたい。</p>	<p>【措置済（H19.6.27通知）】 （美術館）</p> <p>市の厳しい財政状況の中、新たな収蔵庫の確保は困難な状況にあるため、収納方法、配置の効率化、工夫等により、対応を行った。</p> <p>将来的には、収蔵庫の増設、外部収蔵庫の借用等、収納スペースの確保について、検討していく必要があると考えている。</p> <p>【措置済（H21.7.31通知）】 （博物館）</p> <p>市の厳しい財政事情の中、新たな収蔵庫の確保は困難な状況にあり、収納方法、配置の効率化、工夫等により対応している。将来についても同様の措置を講じる。</p> <p>【措置済（H21.7.31通知）】 （アジア美術館）</p> <p>市の厳しい財政事情の中、新たな収蔵庫の確保は困難な状況にあるため、収納方法、配置の効率化、工夫等により対応を行った。</p>
<p>(イ) 収蔵庫内の情報の把握について(意見)</p> <p>博物館資料や美術作品については、市民の財産として将来に守り伝えられるべき文化財であり、収蔵場所についての情報については、文化財の管理を行っていく場合の基礎的な情報であり、組織とし</p>	<p>【措置済（H19.6.27通知）】 （美術館）</p> <p>美術館においては、図録等へ記載することなどにより作品の収蔵場所についての情報を共有しているが、より細かな設置場所について図録に記載する必要があるので、</p>

<p>て共有化が図られておく必要があると考えられる。</p> <p>今後、資料の収蔵場所についての情報を組織として共有化するための方策について検討を進められたい。</p>	<p>実施作成を行った。</p> <p><b>【措置済(H20.7.3通知)】</b> (アジア美術館)</p> <p>アジア美術館においては、収蔵作品の収蔵場所リストを作成し、随時、作品のチェックと保管場所の確認を行い、組織としての収蔵管理情報の共有化を図った。</p>
<p>(ウ) 収蔵品に対する地震対策について(意見)</p> <p>昨年10月23日に発生した新潟県中越地震においては博物館や美術館における資料、作品等に大きな被害が発生しており、また、平成17年3月20日に発生した福岡西方沖地震においても福岡市博物館、福岡市美術館及び福岡アジア美術館において収蔵品に被害が出ている。</p> <p>地震による収蔵品に対する被害の防止対策については、早急に検討を進められたい。</p>	<p><b>【措置済(H18.7.31通知)】</b> (博物館)</p> <p>展示室内では、鉛袋を陶磁器内に入れたり、テグスの使用、適切な演示具の使用により、展示物の固定を徹底した。また、国宝の金印については、縦横の揺れに対応する3次元の免震台を導入し、地震対策の徹底を図った。</p> <p>収蔵庫内については、資料に紐かけをする等により、転倒・落下による破損の防止を図っている。</p> <p>(美術館)</p> <p>展示中の作品については、重要文化財等仏教彫刻に二次元免震台を設置済。また、陶磁器用の三次元免震台も設置済。</p>
<p>ウ 物品等の管理について</p> <p>少年科学文化会館においては、倉庫裏や書庫の中などに使用目的が明確でない物品が多数見受けられ、書庫内においては、通路を塞ぐように置いてあるものも見受けられた。</p> <p>施設内の物品については、必要性の要否について検討されるとともに、整理も含め物品の適正な管理を図られたい。</p>	<p><b>【措置済(H18.7.31通知)】</b> (少年科学文化会館)</p> <p>施設内の物品については、適正な管理を行うとともに、倉庫や書庫の整理整頓に努めることとした。</p>

<p>また、書庫の中には、図書室で本を借りる際に記入する貸出登録票が積まれる形で置かれている状況が見受けられた。</p> <p>貸出登録票には個人情報に記載されていることを考慮し、個人情報保護条例に基づき、保存する必要がなくなった貸出登録票については、廃棄の措置を行うなど適切な管理に努められたい。</p>	<p><b>【措置済（H18.7.31通知）】</b> （少年科学文化会館）</p> <p>保存期間の過ぎた貸出登録票は、シュレッダーによる廃棄処分を行った。今後は、定期的に整理し、不必要な貸出登録票は適正に処理することとした。</p>
---	--

(2) 学習機会の提供

監査の結果	措置の状況
<p>ア ボランティアの活用について(意見)</p> <p>今後、市民が学習成果を活用する機会を広げるという観点から、各施設の状況に応じ、各施設におけるボランティアの受入のあり方について検討を進められたい。</p>	<p><b>【措置済（H20.7.3通知）】</b> （博物館）</p> <p>博物館においては、市民交流、市民参加型の新しい活動を図るため、平成19年度にボランティアの活用についての検討を行い、平成20年度には「博物館・市民交流モニター」を募集し、ボランティアの意見を博物館事業の計画立案等に反映させることを予定している。</p> <p>また、博物館情報を地域に伝達するための「地域広報ボランティア」の導入について試行することとしている。</p> <p><b>【措置済（平成22年6月7日）】</b> （少年科学文化会館）</p> <p>市民のボランティア活動については、平成21年度前期に検討を行い、当館の業務状況に応じたボランティア活動を市政だより11月1日号で公募し、16名の応募があったので、12月1日付でボランティア設置要領を施行するとともに登録を行った。</p> <p>平成21年度ボランティア第1期生については、研修を実施し12月後期の事業よ</p>

	り受け入れており、現在活動中である。
<p>イ 司書の配置等について</p> <p>現在、総合図書館の各分館においては、係長級の職員が分館長として配置されているが、9人の分館長のうち司書資格を有する者は4人のみであり、分館長の全員が司書であった平成13年度及び同14年度と比べ半数以下となっている。</p> <p>総合図書館においては、毎年、司書資格取得のための講習会に2名の職員を派遣するなど司書有資格者の確保に向けた取組みがなされているが、増加していないなど目に見えた効果が現れていない。</p> <p>図書館の機能が十分に発揮できるかどうかは、図書の収集、整理やレファレンスサービス等の図書館事業の実施を担う職員の専門能力の充実が重要な課題であると考えられる。</p> <p>今後とも司書有資格者の確保のための方策を講じられるとともに、図書館業務における司書有資格者の専門能力の活用に努められたい。</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>（総合図書館）</p> <p>総合図書館は、図書・文学・映像部門と多岐に亘る機能を有しているため、読書相談員や学芸員、専門員などの専門的知識を有する職員を配置している。司書資格を持たない職員については、新任職員を優先し司書講習へ派遣し、職員の司書資格取得を推進した。また、各部門の図書館職員を文科省や図書館協議会等主催の研修会や各種会議等へ参加させ、職員の専門能力の向上を図った。</p>

### (3) 情報の収集と発信

監査の結果	措置の状況
<p>ア 広聴活動について</p> <p>a 博物館、美術館及び少年科学文化会館においては、来館者アンケートが置かれておらず、アジア美術館においては、情報として集積したうえで利用者の意向の分析を行うなどの取組みが行われていなかった。</p> <p>自発的な意志に基づき自由に行われるべき生涯学習を進めるという観点から、社会</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>（美術館）</p> <p>今までも、特別企画展の会期中に観覧者アンケートをとるなどニーズの把握に努めてきた。行政監査に基づくご意見を踏まえ、平成17年8月から1階と2階の受付に常時アンケート用紙を置いている。</p> <p>その結果</p>

<p>教育施設においては、利用者側の立場に立った事業の実施、施設の運営について十分配慮する必要があると考えられる。</p> <p>各施設における利用者のニーズの把握とそれに対する対応についてさらなる取組みを進められたい。</p>	<p>①館内禁煙の要望が出され、平成17年12月から2階エントランスロビーの喫煙場所を廃止し、全館禁煙とした。</p> <p>②城内美術館東口のバス停からの道案内がないとの苦情が出され、バス停の横に案内板を設置した。</p> <p>以上のように、利用のニーズの把握及びそれに対する適切な対応に努めている。</p> <p><b>【措置済（H19.6.27通知）】</b></p> <p>（博物館）</p> <p>博物館においては、平成18年度の特別展で、来館者アンケートを実施した。</p> <p>今後とも、特別展においてアンケートを実施し、来館者の意見を運営に活かしていくこととしている。</p> <p>（アジア美術館）</p> <p>アジア美術館においては、お客様ご意見箱の設置、案内ボランティア日報及び利用者からの直接の声などから利用者のニーズを把握している。そうしたニーズについて、職員全員で情報共有した上で、担当部署または担当者に割り振り、改善や実施、検討などを適宜行っていくこととした。</p> <p>（少年科学文化会館）</p> <p>平成18年度にアンケートを実施しており、利用者のニーズの把握とそれに対する対応を進めている。</p>
<p>イ 協議会・審議会の情報の公開について</p> <p>b 議事録の公開について</p> <p>平成16年7月30日に開催された総合図書館運営審議会の議事録については、平成17年2月1日時点で市政情報コーナーに備え付けられていなかった。</p> <p>また、福岡市博物館協議会については、</p>	<p><b>【措置済（H18.7.31通知）】</b></p> <p>（総合図書館）</p> <p>総合図書館運営審議会の議事録については、平成16年度第2回開催分（平成17年3月4日開催）から、情報プラザでの閲覧、市のホームページへの掲載を行っている。</p>

<p>平成 14 年 7 月 25 日に開催された平成 14 年度の第 1 回会議の議事録は、市政情報コーナーで閲覧可能となっているが、それ以降の会議の議事録については平成 17 年 2 月 1 日時点で公開されていなかった。また、美術館協議会の情報のうち、平成 16 年 7 月 15 日に開催された会議の議事録については、平成 17 年 2 月 1 日時点でホームページ上での公開はされていなかった。</p> <p>福岡市総合図書館運営審議会、福岡市博物館協議会及び美術館協議会の議事録については、今後、会議の終了後、早い時期に議事録を公開されるよう努められたい。</p>	<p>(博物館)</p> <p>博物館協議会の議事録については、平成 16 年度第 2 回開催分(平成 17 年 3 月 4 日開催)から、情報プラザでの閲覧、市のホームページへの掲載を行っている。</p> <p>(美術館, アジア美術館)</p> <p>美術館協議会については、平成 16 年度に 2 回(平成 16 年 7 月, 同 12 月), 平成 17 年度に 2 回(平成 17 年 7 月, 同 12 月)会議を開催した。</p> <p>その議事録については、現在、市政情報コーナーと市ホームページ上で公開している。</p>
<p>ウ ポスター・チラシの配布について</p> <p>総合図書館、福岡市美術館、アジア美術館及び少年科学文化会館においては、ポスターやチラシなどの掲示や配布の依頼をしている施設に職員が行った際に掲示状況の把握に努められているものの、ポスターやチラシなどの掲示等の依頼施設に対し、掲示可能なサイズ等についてのアンケートを行うなどの対応は行われていなかった。</p> <p>総合図書館、福岡市美術館、アジア美術館及び少年科学文化会館においては、今後、ポスターやチラシなどの掲示等依頼施設へアンケートや照会等を行うことなどにより、より効率的、効果的なポスターやチラシなどの配布を図られたい。</p>	<p>【措置済(H18.7.31通知)】</p> <p>(総合図書館)</p> <p>指摘対象となった掲示物は「図書館要覧」と「福岡市総合図書館だより」(現在休刊中)であったが、今後、一定期間毎に在庫状況を掲示依頼施設に照会し、製作及び配布の効率化を図ることとしている。</p> <p>(アジア美術館)</p> <p>平成 17 年 5 月にポスター、チラシ配布施設に対して希望枚数、必要なし等のアンケートを実施し、配布枚数や掲示可能なサイズの把握を行い、配布の適正・効率化を図った。</p> <p>【措置済(H19.6.27通知)】</p> <p>(美術館)</p> <p>美術館においては、平成 18 年度当初に掲示依頼施設へのアンケート調査を実施し、配布部数を見直すなど効率的な配布に努めている。</p>

	<p>(少年科学文化会館)</p> <p>ポスターやチラシなどの掲示等依頼施設に対して、平成17年度にアンケートを実施し、配布部数や掲示物のサイズを見直して、より効率的、効果的な配付を行うこととした。</p>
--	--

## 2 市民の利便性を考慮して管理運営がなされているか

### (1) 安全対策

監査の結果	措置の状況
<p>ア 消火・避難訓練について</p> <p>福岡市美術館においては、消防計画で年1回の総合訓練の実施を定めていたにもかかわらず、平成13年度以降実査日まで実施されていなかった。今後、消防計画に従い総合訓練を実施するとともに、消防計画が機能するようその方策について検討されたい。</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>（美術館）</p> <p>平成17年3月と平成17年9月に総合訓練を実施し、来館者等の安全確保と被害の防止に努めている。今後も、消防計画どおりに訓練を実施していく。</p>
<p>なお、各施設におかれては、地震に対する対応を含め、さらに消防計画の充実を図るとともに、不測の事態を想定した対策についても充実を図られるよう要望する。</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>（総合図書館）</p> <p>消防計画に基づき、消火避難訓練や地震発生時の対応、救命講習等について、防災教育と訓練を重ね、来館者等の安全を確保し、被害の防止に努めている。</p> <p>（博物館）</p> <p>施設内で発生の可能性のある様々な危機事案に対応するため、福岡市博物館危機管理マニュアルを、平成17年8月に策定した。</p> <p>また、職員の危機対応能力の向上を図るため、平成17年6月、平成18年2月に、防火避難訓練を実施し、来館者等の安全確保と被害の防止に努めている。</p>



	<p>(美術館)</p> <p>平成17年3月20日に発生した地震を教訓として、「福岡市美術館消防計画」に地震対策の章を設けるとともに、爆破テロ等危機事案に対応するため、「福岡市美術館危機管理マニュアル」を平成17年3月に作成した。</p> <p>また、職員の危機対応能力の向上を図るため、平成17年3月と同9月に総合訓練を実施し、来館者等の安全確保と被害の防止に努めている。</p> <p>(アジア美術館)</p> <p>職員、館内業務委託従事者、ボランティア等のアジア美術館関係者全てを対象に、毎年度1回消火・避難訓練を実施している。平成17年9月にボランティアを対象とした避難訓練等を実施、平成18年3月に館内従事者全員を対象とする消火・避難訓練を実施した。</p> <p>(少年科学文化会館)</p> <p>当館は、毎年2回消防計画に基づく避難訓練を行っている。今後も安全対策の充実を図っていく。</p>
<p>イ 危機対応マニュアルについて</p> <p>総合図書館、福岡市博物館及び福岡市美術館においては、実査日現在において危機対応マニュアルが作成されていなかった。</p> <p>総合図書館、福岡市博物館及び福岡市美術館においては、不特定多数の市民が利用する施設であることを踏まえ、福岡市危機管理計画に基づく危機対応マニュアルを作成されたい。</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>(総合図書館)</p> <p>総合図書館では、平成17年6月に危機管理マニュアルを作成し運用している。</p> <p>(博物館)</p> <p>施設内で発生のある可能性がある様々な危機事案に対応するため、福岡市博物館危機管理マニュアルを、平成17年8月に策定した。</p>

	<p>(美術館)</p> <p>施設内での発生を想定した爆破テロ等危機事案に対応するため、「福岡市美術館危機管理マニュアル」を平成17年3月に策定した。</p>
<p>なお、各施設とも不特定多数の市民が利用する社会教育施設であることを踏まえ、危機対応マニュアルの作成やその充実に努められるとともに、危機管理体制の充実のための取組みを進められたい。</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>(総合図書館)</p> <p>総合図書館では、火災や地震に対する対応を含めた危機管理マニュアルを作成して、不測の事態に備えている。</p> <p>(博物館)</p> <p>施設内で発生の可能性のある様々な危機事案に対応するため、福岡市博物館危機管理マニュアルを、平成17年8月に策定した。</p> <p>また、職員の危機対応能力の向上を図るため、平成17年6月、平成18年2月に、防火避難訓練を実施し、来館者等の安全確保と被害の防止に努めている。</p> <p>(美術館)</p> <p>施設内での発生を想定した爆破テロ等危機事案に対応するため、「福岡市美術館危機管理マニュアル」を平成17年3月に策定した。</p> <p>また、職員の危機管理対応能力の向上を図るため、平成17年3月と同9月に総合訓練を実施し、来館者等の安全確保と被害の防止に努めている。</p> <p>(アジア美術館)</p> <p>危機管理対象として、防火管理、台風時の対応、爆発予告等電話への対応などの個別案件の危機管理マニュアルを作成しており、不測の事態に備えている。</p>

	<p>(少年科学文化会館)</p> <p>当館では、危機対応マニュアルを整備し、それに基づく消防訓練の実施や巡回等による、危機管理体制の充実に努めている。</p>
--	---

(2) 施設の開館時間

監査の結果	措置の状況
<p>各施設においては、P・R等を通じ観覧者の増加の取組みが行われているが、今後とも、開館時間の延長時間帯における施設利用者の状況や市民の意向の把握等に努められ、利用者の利便性の向上や経済性の観点を踏まえ、開館時間の延長期間や開館時間帯など開館時間のあり方について検討を進められたい。</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>(博物館、美術館、アジア美術館)</p> <p>現在実施している夏期の開館時間の延長時間帯における観覧者数は、決して多いとは言えない状況にあり、アンケート結果からも、必ずしも多くの市民に支持されている訳ではないことが判明した。</p> <p>このような現状を踏まえ、引き続き時間帯毎の来館者数の把握や来館者アンケート等によるニーズ調査を続け、例えば通年の週末の開館時間の延長など、来館者数の増加につながる開館時間のあり方について検討していくこととした</p>
<p>イ 総合図書館の分館における閉館時間のあり方について(意見)</p> <p>分館の開館時間については、他の政令市において19時までとしているところもあり、利用者の利便性の向上や経済性を考慮しながら、今後、より効率的、効果的な開館時間のあり方について検討を進められたい。</p>	<p>【措置済（H20.7.3通知）】</p> <p>(図書館)</p> <p>分館の開館時間のあり方については、生涯学習における市民の学習機運の高まりに対応して、利用機会の拡大、施設の有効活用という観点から検討している。</p> <p>しかしながら、図書館は他の生涯学習施設とは違いマンツーマンのサービスが基本となることから、人員配置による人件費等の増加が必要であり、特定期間の時間延長など、低コストで開館時間の延長ができる方法で関係局等と協議を続けていくこととした。</p>

(3) バリアフリー

監査の結果	措置の状況
<p>ア 車いす使用者用駐車施設の幅について</p> <p>車いす使用者駐車施設に関する福岡市福祉のまちづくり条例に基づく施設整備マニュアルによると、車いす用駐車施設の幅は1台350cm以上確保することとされているが、少年科学文化会館においては、玄関前に1台215cmの幅で2台分の車いす使用者用駐車施設が設置されていた。</p> <p>社会教育施設においては、すべての市民に生涯学習の機会を広げていくという観点からもバリアフリーを進めていく必要がある。</p> <p>このような観点を踏まえ、駐車施設については、整備基準に沿った駐車スペースの確保を図られるよう努められたい。</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>（少年科学文化会館）</p> <p>車いす使用者用駐車施設の幅については、整備基準に従い、車いす使用者用駐車施設の幅を、1台あたり350cm以上確保した。</p>
<p>イ 車いす使用者用駐車区画の表示について</p> <p>福岡市美術館においては、一般の駐車場とは別に、車いす使用者の移動距離が短くなるよう、玄関前に車いす使用者用駐車施設は設置されていたが、必要に応じ駐車場の警備員が対応することとされていたことなどから、車いす使用者用駐車区画である旨の表示はされていなかった。</p> <p>また、少年科学文化会館においても、車いす使用者用駐車施設は設置されていたが、福岡市美術館と同様に警備員が対応することとされていたことなどから、車いす使用者用駐車区画である旨の表示はされていなかった。</p> <p>全ての市民に生涯学習の機会を広げていくという観点からも、車いす使用者用駐</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>（美術館）</p> <p>設置している車いす使用者用駐車施設に、平成17年8月に、車いす使用者用駐車区画である旨、ラインを引いてわかりやすく表示した。</p> <p>（少年科学文化会館）</p> <p>車いす使用者用駐車区画の表示については、施設整備マニュアルに従い、平成17年7月に車いす使用者用駐車区画表示の工事を行った。</p>

<p>車区画については、施設整備マニュアルに従って表示するよう努められたい。</p>	
<p>ウ 車いす利用者用駐車区画内の視覚障害者誘導用ブロック敷設について</p> <p>少年科学文化会館の車いす利用者用駐車区画内に、歩道から玄関までの視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていた。</p> <p>少年科学文化会館においては、現在、改善策について検討が進められているが、検討にあたっては、利用者の安全性の確保の観点から万全の措置を講じられるよう努められたい。</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>（少年科学文化会館）</p> <p>視覚障がい者の安全な通行に支障がないように、平成17年7月に誘導用ブロックの敷設工事を行った。</p>

### 3 経済的・効率的に管理運営がなされているか

#### (1) 委託契約に係る設計金額の積算

監査の結果	措置の状況
<p>ア 実績を踏まえた積算について</p> <p>平成15年度及び同16年度の「福岡アジア美術館あじびホール管理等業務委託」契約において、委託料の設計金額の積算に当たり、積算基礎としている「あじびホール」の利用予定日数が実績を大きく上回っていた。</p> <p>設計金額の算定にあたっては、今後、実績を踏まえた積算に努め、経済的、効率的な委託契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>【措置済（H18.7.31通知）】</p> <p>（アジア美術館）</p> <p>平成17年度契約において、過去の実績・動向を踏まえた利用予定日数に基づく積算を行い、経済的、効率的な委託契約事務の執行に取り組んだ。</p>
<p>イ 人件費の積算における情報の共有化について</p> <p>本市においては、福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱第2条の規定に基づいて、関係課等からの情報収集による標準化のための取り組みが進められているところであるが、今後、各施設における委託料の設計金額積算にお</p>	<p>【措置済（H19.6.27通知）】</p> <p>（博物館、美術館、アジア美術館）</p> <p>博物館・美術館・アジア美術館の3館では、管理課長以下、管理担当職員で構成された三館連絡会議を持ち回りで適宜開催しており、このなかで共通の課題等について協議意見交換を図っている。委託契約等に関する事項についても、必要</p>

<p>いては、業務内容に応じた積算根拠等について情報の共有化を図るための方策を講じることにより、より一層経済的、効率的な委託業務の執行が図られるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>に応じて上記の三館連絡会議にて情報交換を図っている。また、担当者段階では、常に三館において情報交換を頻繁に実施し、効率的、経済的な委託業務の執行を目指している。</p> <p><b>【措置済(H20.7.3通知)】</b> (図書館)</p> <p>平成19年4月のスプリングレビュー調査票においても図書館は他館に比して低い水準で維持管理を行っているが、19年5月、6月に各館との情報交換を行うとともに、財産管理課からのエレベータ保守管理業務委託積算基準の活用をはじめ、光熱水費の削減においては省エネルギー長官賞を受賞したほか、20年度予算要求時には各保守管理業務委託の設計の見直しを行った。</p> <p><b>【措置済(H19.6.27通知)】</b> (少年科学文化会館)</p> <p>平成16年度に、本市が設置している青少年教育施設(5施設)における委託料の設計金額積算の基準を比較検討し、より一層経済的、効率的な委託業務の執行を図った。今後とも、各施設の情報収集・交換を行い、経済的かつ効率的な管理運営に努めていく。</p>
--	---

(2) 委託業務の計画的な執行

監査の結果	措置の状況
<p>総合図書館において、年間を通じて行う業務や定例的な業務以外の委託契約について、1月から3月の年度末に集中して締結されている状況が見受けられた。</p>	<p><b>【措置済(H18.7.31通知)】</b> (総合図書館)</p> <p>資料複製化業務委託等、業務内容により年度末に執行しているものもあるが、委託</p>

<p>総合図書館においては、今後、委託料の執行に当たって、市民サービスの向上という観点からも、統一的な視点に立って年度を通じた計画的、効率的な執行が図られるような措置を講じられたい。</p>	<p>料の執行にあたっては、総合図書館として、市民サービスの向上という観点からも統一的視点に立ち、計画的・効率的に執行している。</p>
---	--

(3) 経費削減の取組み

監査の結果	措置の状況
<p>今後、各施設における経費節減の取組みを共有化するための方策について検討を進められたい。</p>	<p><b>【措置済（H19.6.27通知）】</b>  (博物館、美術館、アジア美術館)  平成17年7月に、博物館、美術館、アジア美術館による三者連絡会議を立ち上げ、各館が抱える課題等や共通の問題について情報共有や意見交換を行い、事案の解決を図るとともに、事務の適正化を図っている。</p> <p>光熱水費については、各館の取り組みを共有し、参考としながら、空調運転時間の見直しや、電力契約見直しなど経費節減を行った。</p> <p>(少年科学文化会館)  経費削減の取り組みについて、類似施設の情報収集・交換を積極的に行うこととし、その取り組みを参考にしながら経費削減に努めていく。</p>